大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

平成二十年二月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 届出事項の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 スーパーセンタートライアル東岡山店 所在地 岡山市藤井二五四ー一ほか
  - 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名 名称 株式会社トライアルカンパニー 住所 福岡市東区多の津一丁目一二一二 代表者の氏名 代表取締役 永田 久男
  - 3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻(変更前)午前九時三十分 (変更後)午前零時(二十四時間営業)
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 (変更前)午後七時 (変更後)午後十二時(二十四時間営業)
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

午前九時から午後七時三十分まで

(変更後)

午前零時から午後十二時まで(一部については午前六時から午後十時まで)

(4) 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前)

三箇所

(変更後)

三箇所(出入口三については、午後十時から翌日午前六時まで閉鎖する。)

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前)午前九時三十分から午後七時まで

(変更後) 午前六時から午後六時まで

4 変更年月日

平成二十年一月三十日

- 5 変更事項以外の事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名 名称 株式会社トライアルカンパニー 住所 福岡市東区多の津一丁目一ニーニ 代表者の氏名 代表取締役 永田 久男

- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 三千八百六十八平方メートル
- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の収容台数 二百二十台
  - イ 駐輪場の収容台数 十五台
  - ウ 荷さばき施設の面積 百三十三・二六平方メートル
  - エ 廃棄物等の保管施設の容量 十七・八八立方メートル
- 二 届出年月日

平成二十年一月二十九日

- 三 縦覧の期間及び場所
  - 1 平成二十年二月十五日から平成二十年三月三十一日まで 岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局産業課
  - 2 平成二十年四月一日から平成二十年六月十五日まで 岡山市経済局産業課

## 四意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその 周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に より意見書を提出することができる。

- 1 平成二十年二月十五日から平成二十年三月三十一日まで 知事に提出すること。
- 2 平成二十年四月一日から平成二十年六月十五日まで 岡山市長に提出すること。